

(平成23年6月15日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認釧路地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に、資格喪失日に係る記録を56年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、53年4月から同年9月までは6万4,000円、同年10月から55年9月までは7万6,000円、同年10月から56年1月までは8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から56年2月1日まで

昭和53年4月1日から56年1月末までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる給料支給明細書及び健康保険被保険者証の写しを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が提出した健康保険被保険者証から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち昭和54年3月から55年3月までの期間については、申立人が提出した給料支給明細書から厚生年金保険料及び健康保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、昭和53年4月から54年2月までの期間及び55年4月から56年1月までの期間については、事業主により給与から控除された事実を確認できる給料支給明細書等の資料は無いものの、申立人は、53年4月1日に健康保険の被保険者資格を取得している上、複数の同僚は、「勤務と同時に厚生年金保険と健康保険に加入した。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 54 年 3 月から 55 年 3 月までの給料支給明細書及び申立人と同年代の同僚の標準報酬月額から、53 年 4 月から同年 9 月までは 6 万 4,000 円、同年 10 月から 55 年 9 月までは 7 万 6,000 円、同年 10 月から 56 年 1 月までは 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係資料は廃棄済のため不明としているものの、申立期間及びその前後の期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 53 年 4 月から 56 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 42 年 6 月 1 日から 43 年 1 月 10 日まで  
③ 昭和 43 年 4 月 22 日から 44 年 1 月 1 日まで

ねんきん特別便により、脱退手当金を受給したことになっていることを知ったが、将来年金を受給したいと思っていたので、脱退手当金の手続きをした覚えが無い上、受給されたことになっている昭和 44 年 7 月 11 日は出産直後の時期であり、受け取ったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある昭和 40 年 4 月 8 日から 42 年 1 月 4 日までの期間及び同年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、その計算の基礎とされておらず、申立人が当該被保険者期間を残して脱退手当金を請求したとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は全て同一の手帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の整理番号の前後で管理されている女性被保険者のうち、脱退手当金の受給資格を満たす者が 8 人確認できるところ、支給記録が有るのは 1 人のみである上、複数の受給資格のあった同僚及び当時の事務担当者から脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、事業所の関与はうかがえず、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、平成 5 年 4 月 1 日に A 社に、年俸 870 万円で入社した。日本年金機構から送付された「厚生年金加入記録のお知らせ」を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が異常に低いことが分かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録は、オンライン記録では、平成 5 年 4 月の資格取得時においては 11 万 8,000 円、同年 10 月の定時決定においては 9 万 2,000 円とされている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額について、実際に支給された給与額に比べ標準報酬月額が低いと主張しているところ、申立人が提出した預金通帳の写しによると、A 社のほか 3 社から給与が振り込まれていることが確認できる。

また、当時の同僚に照会したところ、「A 社以外のグループ会社からも給与が分散して支給されたため、A 社からの給与が下がった。A 社以外のグループ会社は厚生年金保険に未加入だったので、標準報酬月額と給与の総支給額が相違していた。」との回答を得たほか、他の同僚も、「給与はグループ会社から分けて支給されていた。標準報酬月額が下がった後の保険料がどうなっていたかは不明。」と回答し、同人から提出された給与明細書によると、一社のみから厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、オンライン記録において、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により確認できる記録は、平成 5 年 4 月 22 日に処理され、同年 10 月 1 日の定時決定の記録についても同年 9 月

21 日に処理されており、標準報酬月額が遡及訂正された形跡は認められない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 5 日から 48 年 1 月 11 日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給済みであることを知ったが、脱退手当金の制度も知らず、受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱・支給済」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 48 年 5 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を受給した複数の同僚は、「脱退手当金については事業所から説明があり、事業所に手続きしてもらった。」と供述しており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人に聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 22 日から 43 年 9 月 29 日まで  
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について脱退手当金が支給されている旨の回答を得た。  
確認はがきにより初めて脱退手当金の受給を知ったが、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所の被保険者名簿には、申立人を含む脱退手当金を受給した 15 人全員に脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているほか、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 11 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を受給した申立人の同僚の 1 人は、「脱退手当金は事業所からの説明で知り、事業所に手続きしてもらった。」と供述しており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。